

1 札幌市における災害時医療体制制度

- (1) 札幌市災害時基幹病院制度の整備【H8.9】
災害時に重症傷病者を中心的に受け入れる札幌市災害時基幹病院を指定
- (2) 札幌市災害時医療救護活動マニュアルの整備【H14.10】
札幌市庁内における災害時の医療救護活動体制について、具体的な活動内容を定めたマニュアルを整備
- (3) 医療救護活動等に関する協定の締結
 - ア 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定
締結先：札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会【H16.3】
 - イ 札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定
締結先：北海道医薬品卸売業協会【H17.12】
 - ウ 災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定
締結先：北海道柔道整復師会札幌ブロック【H29.7】

2 検討委員会による体制見直し（H18年度～H20年度）

検討委員会（H18年度～H20年度）の重点協議事項

- ① 情報伝達体制の構築
WEST19（大通西19丁目）内に、「医療対策本部」を設置することが有効
- ② 医療救護体制の構築
 - ・複数の組織から派遣される医療救護班は、発災現場と区に設置される応急救護所に派遣
 - ・医療対策本部において情報を集約し、共有化することが必要
- ③ ライフラインの確保
各医療機関は、平常時から施設の設備点検、事故点検マニュアルの作成や訓練を行うことが必要
- ④ 災害時医療に係る研修・訓練の実施
関係機関が一堂に会し、定期的に訓練を実施し、災害発生時に即した経験を積み重ねていくことが必要不可欠

今後進めていくべき取り組みについて

被害想定の見直しによる
対策の見直し

訓練の実施

災害時基幹病院
の見直し

地震以外の災害
に対する備え

3 検討委員会（H18年度～H20年度）後の取り組み

訓練の実施

- 毎年1回程度、関係機関と訓練を実施（実地訓練、机上訓練、EMIS入力、防災無線）
- 札幌市医師会主催のトリアージ訓練の実施
- H29.10に北海道と合同でDMAT訓練を実施予定

医療救護体制の整備

- 札幌市地域防災計画に「医療対策本部」などを盛り込むなど、札幌市役所内の関係部署との連携を強化

4 今後の課題

札幌市災害時基幹病院の見直し

現在、清田区及び南区に災害時基幹病院が存在せず、白石区の北海道がんセンターからも指定解除の要望あり

- ⇒
- ・指定から一定期間が経過しているため、現状を踏まえた見直しが必要
 - ・災害時基幹病院に求められる要件の検討が必要

医療救護体制の整備

- 医療対策本部について、具体的な役割等の明確化が必要
- 札幌市災害時医療救護活動マニュアルについて、策定時からの機構の変更や医療技術の向上を考慮し、現状に即したものにすることが必要

医療救護班の救護活動に関するマニュアルの策定

- 札幌市医師会や札幌市災害時基幹病院の役割の明確化が必要
- 定期的な訓練の実施が必要